住民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、香美市に住所または 居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必 要です。ただし、次のいずれかに該当する方は 不要です。

- ①税務署に所得税の確定申告書(令和5年分)を 提出される方
- ②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給 与支払報告書の提出がある方(提出の有無は 勤務先へご確認ください)
- ③公的年金等に係る所得のみの方
- ※②・③の方について、各種控除の適用を受け ようとする場合は申告が必要です。
- ◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、 住民税の申告は必要です。
- ①公的年金等の収入が400万円以下で、それ以 外に、20万円以下の所得金額がある方
- ②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、 20万円以下の所得金額がある方など
- ◆市・県民税は、ひとり親控除・寡婦控除の判 定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養 親族(16歳未満)を含めたすべての扶養親族 の人数が必要です。年少扶養親族の申告漏れ があると、税額が増える場合もあります。

不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定 などに関係する場合がありますので、交換や収用 等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少 額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

事業所得を有する方へ

事業所得(自営業・農業など)を有する方は、事 前に必ず収支内訳書を作成し、領収書等の資料 と併せて持参してください。(収支内訳書の様式 は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームペー ジからダウンロードできます) ※特に農業所得の資料は必ず持参してください。

事業主の皆さんへ

提出期限 1月31日(水)

給与支払報告書の提出

令和5年1月1日~令和5年12月31日中に 給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者 が令和6年1月1日現在で居住している市町村 に、給与支払報告書を提出してください。

原則、パート・アルバイト等を含むすべての 従業員から住民税の特別徴収(天引き)をする必要 があります。

•••• 関連情報 ••••

南国税務署からのお知らせ

確定申告はスマホからが おすすめです!

給与所得の源泉徴収票はスマホのカメラで読み取り自動入力! 青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成可能!

マイナポータル連携で確定申告書に自動入力! 令和5年分確定申告から自動入力の対象がさらに拡大

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

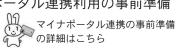
住宅ローン控除関係

iDeCo・小規模企業共済掛金

社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

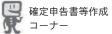
確定申告はマイナンバーカード × e-Tax でさらに便利!

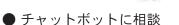
■ マイナポータル連携利用の事前準備

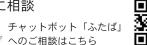


● 確定申告書等を作成









確定申告書等作成コーナーを利用した入力 方法などの動画(YouTube「国税庁動画チャ ンネル」)はこちら 国税庁動画チャンネルNTA YouTubeで見てみよう!



詳しくは、国税庁ホームページの「令和5年分の確定申告 はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に!」をご覧く ださい。 《国税庁 https://www.nta.go.jp》

申告相談

令和6年度の税の申告相談(令和5年1月1日~令和5年12月31日の所得)を実施します。申 告が必要な方は、できるだけ決められた日程でお願いします(P18の表のとおり)。当日来られな い場合は、次の期間中に申告を受け付けます。(※一昨年から、申告案内は本人が希望する場合の みお送りしています)

【申告会場と開設期間】

●市役所本庁舎市民ホール 2月16日(金)~3月15日(金) 9時~11時30分・13時~16時30分 ※土日祝を除く。

■問い合わせ先 税務収納課市民税班 **☎**52−9292



●香北支所

2月16日(金)~3月13日(水) 9時~11時30分・13時~16時30分 ※月・火・水・金に受付。(祝日を除く)

●物部支所

2月20日(火)~3月14日(木) 9時~11時30分・13時~16時30分 ※火曜と木曜に受付。

【支所の受付日以外】確定申告の場合は税務署へ、住民税申告の場合は本庁舎へお願いします。 毎年市役所での相談は大変混み合います。受付時間内であっても受付人数が100人を超えた 場合は、日時を改めて来庁いただくことがありますのでご了承ください。

開設期間の終了間際(3月13日~15日)は特に混雑が予想され、受付をお断りさせていた だく場合がありますので、早めの申告をお願いします。

「混雑を緩和し、申告をスムーズに進めるためにも、次のことにご協力をお願いします。

- ◆申告には**マイナンバー**の記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしく は、『マイナンバー通知カード+運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。
- ◆医療費控除の申告は事前に領収書の整理や計算をして、『医療費控除の明細書』の作成をお願いします。 (明細書の様式は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます。)
- ※『医療費通知』を添付すると、明細書の記入を省略できます。
- ◆分離所得(土地や建物・株式等の譲渡による譲渡所得、山林所得、退職所得等)、新規の住宅借入 金等特別控除の申告をする方で確定申告となる方は、市役所では申告できませんので、南国 税務署で申告してください。